

# DV についてもっと知ろう

## 私たちの身近なところで

## 実際に起きているのをご存じですか？

いのち・愛・人権

### 年々増えるDV被害

近年、配偶者からの暴力(DV)が社会問題となつています。平成13年にDVを防止するための法律が制定され、被害者に対する相談・支援体制が整備されつつある中で、県内でのDVに関わる相談件数は、平成13年度に148件であったものが、16年度では519件と増加しています。

### 人としての尊厳を否定

DVは、夫や恋人など親密な関係にある者からの暴力のことをいいます。その多くは、男性から女性への暴力行為で、暴行、傷害などの犯罪につながる重大な人権侵害を引き起こしています。また、身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力も含まれます。

これらの背景には、「妻は夫の言うことを聞くもの」という、女性の自由な生き方や考え、人としての存在価値を否定し、身体的・精神的暴力で自分の思いどおりに支配しようとする意識や「少々の暴力は、男ならあ

たり前」という暴力による支配を容認する社会風潮にも原因があると考えられます。

### 知ることが支援の第一歩

先日、市内で男女共同参画市民自主企画講座が開催され、DVの被害者、翼裕芽さんが自らの体験を赤裸々に語りました。

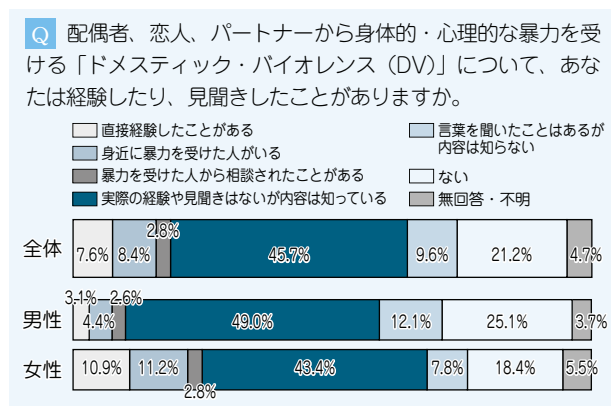
翼さんは講演の中で、「家庭内でのいじめのようなDVは、被害者への精神的ダメージが大きく、眠る、排泄するという生動物としての基本的機能まで侵してしまう。DV被害者にとつて、家を出るのも地獄、とどまるのも地獄。幼い子を連れて家を出、実家にも帰れず、必死になつて走り回つた。家を出て5年近くになるが、寝ても疲れがとれない症状や、頭の中に擦りガラスがいくつも残っている。ツクリしない後遺症が残っている。DVについて知ることが、DV被害者支援の第一歩。安らかな生活ができる支援体制を早くつくってほしい」と訴えられます。

ところで、「DVなんて特別なこと」と思っている人が多いのではないのでしょうか。しかし、

DVは、身近なところで実際に起こっています。

平成16年12月に実施した「鳥取市男女共同参画に関する意識調査」では、女性の4人に1人がDVを身近なものとして認識して

るにもかかわらず、男性では約1割しか感じていません(グラフ)



参照) この調査からわかるように私たちの身の回りには、声に出せないDV被害者がいるのです。DVは私たちの小さな気づきでなくすことができます。「DVは人権侵害だ」という認識をもって、暴力のない、暴力を許さないまちづくりを進めましょう。

問い合わせ先  
市役所男女共同参画課(福祉文化会館内)  
TEL(0857)20-3166

## DV被害者の相談・支援機関



### 配偶者暴力相談支援センター

鳥取県福祉相談センター(鳥取県婦人相談所)

月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

TEL(0857)23-1031

※DV防止法で定められた被害者の保護と自立支援を図るための専門の相談機関です。午後5時30分以降でも、緊急の保護が必要な場合は、対応します。

### 夜間電話相談窓口

毎日 午後10時00分～翌朝午前8時30分

TEL(0858)26-9807

### 市の相談窓口

市役所駅南庁舎児童家庭課 家庭児童相談室

母子自立支援員

月～金曜日 午前9時～午後5時

TEL(0857)20-3463 TEL(0857)20-3465

### 女性なんでも相談

※相談日時は「とっとり市報毎月15日号」をご覧ください。

鳥取市男女共同参画センター(福祉文化会館3階)

TEL(0857)20-2704